

平成 23 年 12 月第 4 回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

(1)	招 集 告 示	11月25日(金)
(2)	全 員 協 議 会	12月 6日(火)
(3)	開 会	12月 6日(火)
(4)	全 員 協 議 会	12月20日(火)

2 提出案件

(1)	報 告	4 件
(2)	条 例	7 件
(3)	補 正 予 算	7 件
(4)	指定管理者の指定	6 件
(5)	市 道 の 認 定 等	2 件
(6)	人 事	2 件
	計	28 件

土 浦 市

提出案件一覧

報告

【専決処分4件】

- 1 報告第50号 専決処分の承認について(平成23年度土浦市一般会計補正予算(第6回))
- 2 報告第51号 専決処分の承認について(平成23年度土浦市一般会計補正予算(第7回))
- 3 報告第52号 専決処分の報告について(和解について)
- 4 報告第53号 専決処分の報告について(和解について)

議案

【条例6件】

- 1 議案第66号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 2 議案第67号 土浦市税条例の一部改正について
- 3 議案第68号 土浦市体育施設使用条例の一部改正について
- 4 議案第69号 土浦市総合企画審議会設置条例の全部改正について
- 5 議案第70号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 6 議案第71号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【予算7件】

- 1 議案第72号 平成23年度土浦市一般会計補正予算(第8回)
- 2 議案第73号 平成23年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- 3 議案第74号 平成23年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)
- 4 議案第75号 平成23年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第2回)
- 5 議案第76号 平成23年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第3回)
- 6 議案第77号 平成23年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算(第2回)
- 7 議案第78号 平成23年度土浦市水道会計補正予算(第1回)

【指定管理者の指定6件】

- 1 議案第79号 土浦市亀城プラザの指定管理者の指定について
- 2 議案第80号 土浦市レストハウス「水郷」の指定管理者の指定について
- 3 議案第81号 土浦市国民宿舎「水郷」の指定管理者の指定について
- 4 議案第82号 土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定について
- 5 議案第83号 土浦まちかど蔵の指定管理者の指定について
- 6 議案第84号 土浦市小町ふれあい広場の指定管理者の指定について

【その他の単独議案 2件】

- 1 議案第85号 市道の路線の認定について
- 2 議案第86号 市道の路線の廃止について

【条例 最終日提出 1件】

- 1 議案第87号 土浦市税条例の一部改正について

【人事 最終日提出 2件】

- 1 議案第88号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について
- 2 議案第89号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について

平成 23 年第 4 回市議会定例会 報告

【専決処分】（4 件）

1 報告第 50 号 専決処分の承認について（平成 23 年度土浦市一般会計補正予算（第 6 回））

補正予算総括表

千円

区 分	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	51,153,316	19,782	51,173,098
合計(全会計)	87,401,399	19,782	87,421,181

一般会計歳入歳出補正予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	繰越金	164,035	19,782	183,817
	合計(一般会計総額)	51,153,316	19,782	51,173,098
歳出	災害復旧費	1,558,954	19,782	1,578,736
	合計(一般会計総額)	51,153,316	19,782	51,173,098

※専決処分日 平成 23 年 9 月 22 日

☆主な補正予算の内容

○台風 15 号関連

○道路橋梁復旧事業(倒木(35 箇所)・障害物撤去(2 箇所)・側溝清掃等(3 箇所))…4,012 千円

○都市公園等復旧事業(公園の倒木処理・フェンス等修繕費(18 公園))…11,550 千円

○指定文化財復旧事業(旧水戸街道松並木 13 本傾斜復旧等委託)…283 千円

○体育施設災害復旧事業(川口運動公園・市民運動広場等 6 施設の修繕費)…2,360 千円

○消防施設災害復旧事業(水利標識(10 箇所)・消防施設(2 箇所)・消防庁舎(2 箇所)の修繕費)

…1,482 千円

2 報告第51号 専決処分の承認について(平成23年度土浦市一般会計補正予算(第7回))

補正予算総括表

千円

区 分	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	51,173,098	94,955	51,268,053
合計(全会計)	87,421,181	94,955	87,516,136

一般会計歳入歳出補正予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	繰越金	183,817	84,955	268,772
	市債	6,845,667	10,000	6,855,667
	合計(一般会計総額)	51,173,098	94,955	51,268,053
歳出	衛生費	3,880,667	5,755	3,886,422
	土木費	8,555,134	10,000	8,565,134
	災害復旧費	1,578,736	79,200	1,657,936
	合計(一般会計総額)	51,173,098	94,955	51,268,053

※専決処分日 平成23年10月11日

☆主な補正予算の内容

- 公害対策一般管理事業(放射能測定器購入(15台))…1,772千円
- ごみ焼却施設維持管理事業(基準値を超えるセシウムを含む飛灰の管理業務に係る委託料)…3,983千円
- 都市公園等放射線対策事業(公園等の除染委託料)…10,000千円
- 民間賃貸住宅借上げ事業(応急仮設住宅供与に係る民間賃貸住宅借上げ料)…78,600千円

3 報告第52号 専決処分の報告について(和解について)

道路管理に係る物損事故の和解

事故発生日	平成23年9月25日 午前7時30分頃
事故発生場所	土浦市手野町4306番地先
相手方	土浦市 運転者 男性 所有者 女性
原因・状況等	相手方車両が走行中、道路の柵のグレーチングが跳ね上がり、車両下部を損傷した。
和解内容	損害賠償額 45,864円 その余の請求権の放棄
専決処分日	平成23年10月19日

4 報告第53号 専決処分の報告について(和解について)

公用車に係る交通事故の和解

事故発生日	平成23年7月1日 午前9時20分頃
事故発生場所	土浦市手野町1851-1番地先
相手方	土浦市 女性 過失割合 市50% 相手方50%
原因・状況等	消防事務打合せに向かう途中の公用車が、すれ違う際相手方車両とサイドミラー同士が接触し、損傷した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 63,683円 (相手方車両損害額 127,365円×50%) 相手方の損害賠償額 20,102円 (土浦市車両損害額 40,204円×50%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成23年11月15日

平成 23 年第 4 回市議会定例会 議案

【条 例 6 件】

1 議案第 66 号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について

改正の趣旨	9月30日付け人事院勧告に基づく、平均年間給与の官民較差(△1.5万円 月例給与△899円 △0.23%)解消するための本市職員の給料等の改正
改正の主な内容	<p>① 平成24年1月分以降の給料表の改定</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">平成24年1月以降、主に40歳代以上給料平均0.2%減額</p> <p>② 平成23年4月～12月(9ヶ月分)の調整</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">12月分給料－(4月支給の給料手当×0.37%×9ヶ月 +6月、12月分の期末勤勉手当×0.37%)</p> <p>③ 平成24年1月以降の給与構造改革制度の経過措置対象者の給与の改定</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">平成24年1月以降の経過措置対象者の給料支給額0.49%減額 (H21▲0.24%・H22▲0.17%・H23▲0.49% 三年間合計0.9%減額)</p>
施行日	①③平成24年1月1日 ②公布の日から施行する

2 議案第67号 土浦市税条例の一部改正について

改正の趣旨	「地方税法等の一部改正」及び、「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正」に準拠した所要の改正
改正の主な内容	<p>① 個人市民税関係</p> <p>「地方税法等の一部改正」に伴う肉用牛(生産者)の売却所得についての特例の改正</p> <p>○免税の対象となる頭数 「年間 2,000 頭以下」 ⇨ 「年間 1,500 頭以下」</p> <p>○免税の適用期限の延長 「平成 24 年度」 ⇨ 「平成 27 年度」</p> <p>② 固定資産税関係</p> <p>「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正」に伴う引用条項の整理</p>
施行日	①平成 25 年 1 月 1 日 ②公布の日から施行し、平成 23 年 10 月 20 日より遡及適用(法改正に合わせる)

3 議案第68号 土浦市体育施設使用条例の一部改正について

改正の趣旨	川口運動公園野球場の電光表示式スコアボード新設に伴い、その使用料を徴収する規定等を追加するための改正																					
改正の主な内容	<p>付属施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">使用者</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> <th>延長</th> </tr> <tr> <th>8時～12時</th> <th>12時～17時</th> <th>8時～17時</th> <th>17時以降の延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スコアボード一式</td> <td>市内</td> <td>2,520円</td> <td>3,150円</td> <td>5,670円</td> <td>1時間につき630円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>3,780円</td> <td>4,725円</td> <td>8,505円</td> <td>1時間につき945円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○スコアボード仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スコアボード本体 : 高さ 7 m 幅 2.2 m ・表示方式 : LED付磁気反転方式 ※昼間は省エネタイプの磁気反転方式で表示 薄暮時はLED(発光ダイオード)で点灯表示する。 ・スピードガン表示(県内初) 	区分	使用者	午前	午後	全日	延長	8時～12時	12時～17時	8時～17時	17時以降の延長	スコアボード一式	市内	2,520円	3,150円	5,670円	1時間につき630円	市外	3,780円	4,725円	8,505円	1時間につき945円
区分	使用者			午前	午後	全日	延長															
		8時～12時	12時～17時	8時～17時	17時以降の延長																	
スコアボード一式	市内	2,520円	3,150円	5,670円	1時間につき630円																	
	市外	3,780円	4,725円	8,505円	1時間につき945円																	
施行日	平成 24 年 3 月 17 日(供用開始日)																					

4 議案第69号 土浦市総合企画審議会設置条例の全部改正について

改正の趣旨	審議会委員の委嘱対象者について，市民を追加することを規定する他，文言や表記の整理をする改正
改正の主な内容	<p>○審議会の15名以内の委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>改正前</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>学識経験者 市議会議員 関係機関・団体の役職員</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改正後</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>市民 学識経験者 市議会議員 関係機関・団体の役職員</p> </div>
施行日	公布の日から施行する。

5 議案第70号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

条例の趣旨	市長の給料月額は、「土浦市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例」の規定により、968,000円と定められているが、この条例の給料月額の特例の制定
条例の主な内容	<p>① 特例による市長の月額</p> <p>本来の給料月額から当該額に100分の30を乗じて得た額を減額した額とする。</p> $968,000 - (968,000 \times 30 / 100) = \underline{677,600\text{円}}$ <p style="text-align: right;">月 額</p> <p>② 特例を適用する期間</p> <p>平成24年1月1日から市長の任期である平成27年11月21日まで</p> <p>③ 条例の有効期限</p> <p>平成27年11月21日</p> <p>※この条例は、廃止措置がとられなくとも、有効期限の到来により効力を失う。</p>
施行日	平成24年1月1日

6 議案第71号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

改正の趣旨	障害者自立支援法の一部改正に伴う、関係する土浦市障害者自立支援センター条例、土浦市療育支援センター条例、土浦市つくしの家条例、及び土浦市消防団等公務災害補償条例の一部改正
改正の主な内容	<p>○この条例は、障害者自立支援法等の改正に伴い、関係する本市の4つの条例について、引用条項の整理が必要となったため、「整理に関する条例」として一本化して改正する。</p> <p>○障害者自立支援法の改正</p> <p>第5条第4項の追加(改正日 H23. 10. 1)による5項以下の繰下げ</p> <p>第5条第8項の削除(改正日 H24. 4. 1)による9項以下の繰上げ</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○本市関係条例の改正</p> <p>引用条項の整理</p>
施行日	<p>法第5条4項引用関係…公布の日から施行する(法改正・平成23年10月1日)</p> <p>法第5条8項引用関係…平成24年4月1日(法改正・平成24年4月1日)</p>

【予算 7件】

- 1 議案第72号 平成23年度土浦市一般会計補正予算(第8回)
- 2 議案第73号 平成23年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- 3 議案第74号 平成23年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)
- 4 議案第75号 平成23年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第2回)
- 5 議案第76号 平成23年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第3回)
- 6 議案第77号 平成23年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算(第2回)
- 7 議案第78号 平成23年度土浦市水道会計補正予算(第1回)

補正予算総括表

千円

区 分	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	51,268,053	161,291	51,429,344
国民健康保険特別会計	14,920,927	△ 13,035	14,907,892
後期高齢者医療特別会計	1,212,502	△ 1,594	1,210,908
介護保険特別会計	7,887,907	△ 15,327	7,872,580
下水道事業特別会計	5,489,705	△ 3,350	5,486,355
駅北再開発事業特別会計	78,796	△ 6,506	72,290
水道会計	4,594,146	△ 9,205	4,584,941
合計(全会計)	87,516,136	112,274	87,628,410

一般会計歳入歳出補正予算

千円

区 分	補正前の額	補正額	補正後計	
歳入	国庫支出金	7,448,526	3,704	7,452,230
	県支出金	2,687,113	48,333	2,735,446
	寄付金	55,031	48,621	103,652
	繰越金	268,772	60,633	329,405
	合計(一般会計総額)	51,268,053	161,291	51,429,344
歳出	議会費	450,694	123	450,817
	総務費	5,435,453	49,976	5,485,429
	民生費	15,735,091	16,666	15,751,757
	衛生費	3,886,422	5,449	3,891,871
	農林水産費	823,443	27	823,470
	商工費	969,513	△ 4,846	964,667
	土木費	8,565,134	31,871	8,597,005
	消防費	1,952,164	12,741	1,964,905
	教育費	5,073,801	△ 12,276	5,061,525
	災害復旧費	1,657,936	61,560	1,719,496
	合計(一般会計総額)	51,268,053	161,291	51,429,344

☆補正予算の主なもの

○人事院勧告による給与の減額, 人事異動に伴う人件費の整理

・性質別内訳(全会計)

給料	▲ 78,517 円	共済費	25,908 円
職員手当	2,572 円		
合計	▲ 50,037 円		

○小規模多機能型居宅介護事業所整備事業(小規模多機能型の介護施設建設補助事業)…30,000 千円

○施設開設準備経費助成特別対策事業(小規模特別養護老人ホームの開設準備費等補助事業)…17,400 千円

○産業関係災害復旧費(震災により傾斜した国民宿舎「水郷」の高圧受電設備の撤去及び、霞浦の湯、大会議室の営業に必要な電源確保工事)…19,000 千円

○道路橋梁災害復旧費(東日本大震災による被害道路橋梁補修(16 箇所))…42,560 千円

【指定管理者の指定 6 件】

- 1 議案第 7 9 号 土浦市亀城プラザの指定管理者の指定について
- 2 議案第 8 0 号 土浦市レストハウス「水郷」の指定管理者の指定について
- 3 議案第 8 1 号 土浦市国民宿舎「水郷」の指定管理者の指定について
- 4 議案第 8 2 号 土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定について
- 5 議案第 8 3 号 土浦まちかど蔵の指定管理者の指定について
- 6 議案第 8 4 号 土浦市小町ふれあい広場の指定管理者の指定について

○指定管理者の指定(地方自治法第 244 条の 2 第 6 項, あらかじめ議決を経る)

- 議決事項 ①指定を行わせようとする公の施設の名称
 ②指定管理者となる団体の名称
 ③指定の期間

施設の名称	法人の名称	指定期間
土浦市亀城プラザ	(財)土浦市産業文化事業団	H24.4.1～H29.3.31
土浦市レストハウス「水郷」	(財)土浦市産業文化事業団	H24.4.1～H27.3.31
土浦市国民宿舎「水郷」	(財)土浦市産業文化事業団	H24.4.1～H27.3.31
土浦市立土浦市民会館	(財)土浦市産業文化事業団	H24.4.1～H29.3.31
土浦まちかど蔵	(社)土浦市観光協会	H24.4.1～H27.3.31
土浦市小町ふれあい広場	(財)土浦市農業公社	H24.4.1～H27.3.31

【市道の認定等】（2件）

1 議案第85号 市道の路線の認定について

1	市道中 112 号線	概要	民間業者の開発行為(14 区画)に伴う認定
		起点	自 中村東二丁目 1239-24
		終点	至 中村東二丁目 1239-6
		幅員	6.00m～12.00m
		延長	102.39m

2 議案第86号 市道の路線の廃止について

1	市道新治北 107 号線	概要	小町の里整備事業による廃止
		起点	自 小野 486
		終点	至 小野 488
		幅員	0.8m～1.00m
		延長	28.42m
2	市道新治北 109 号線	概要	小町の里整備事業による廃止
		起点	自 小野 489-1
		終点	至 小野 489-1
		幅員	1.00m
		延長	38.40m
3	市道新治北 117 号線	概要	小町の里整備事業による廃止
		起点	自 小野 551
		終点	至 小野 553
		幅員	1.80m
		延長	34.23m

平成 23 年第 4 回市議会定例会最終日追加議案

【条 例 1 件】

1 議案第 87 号 土浦市税条例の一部改正について

改正の趣旨	「地方税法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立し、公布施行されることに準拠した改正
改正の主な内容	<p>市民税関係</p> <p>◎ 市税条例付則第 2 2 条関係</p> <p>○ 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例による損失金額 支出期限の延長</p> <p>○22 年分の所得から控除できる震災での損失に対する支出の期限について</p> <p>○改正前</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">平成 24 年 3 月 15 日までの支出分</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○改正後</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">平成 24 年 7 月 29 日までの支出分</div>
施行日	公布の日から施行する

【人 事】（2件）

1 議案第88号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について

任期満了の委員 島岡 宏明 委員長職務代理者 H23.12.25 2期目

(根拠)

○任命(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条)

委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、**議会の同意**を得て、任命する。

○任期(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条)

委員の任期は、4年とする

2 議案第89号 土浦市公平委員会委員の選任の同意について

任期満了の委員 三輪 和夫 委員長 H23.12.25 1期目

(根拠)

○選任(地方公務員法第9条の2)

委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者の中から、**議会の同意**を得て、地方公共団体の長が選任する。

○任期(地方公務員法第9条の2)

委員の任期は、4年とする。